

11.5 悪臭防止法

悪臭は、典型的感覚公害で例えば魚腸骨処理、屠殺場、精油所など悪臭への苦情は頻発した。中でも昭和38年8～9月に川崎市南部港湾にメルカプタンを含む廃棄物が不法投棄された悪臭問題は東京都北区、横浜市中区付近まで影響した。

とはいえ効果的防止技術開発の遅れ、定量的悪臭評価の困難などが原因で規制が遅れ、昭和46年『悪臭防止法』が制定された。この法律は工場、事業場が排出する悪臭物質を規制して生活環境を保全し、国民の健康保持に役立てる目的で制定され『規制区域内の悪臭物質排出工場、事業場が規制対象である。規制区域は都道府県知事により指定され22種の悪臭物質につき事業場の敷地境界線における空气中濃度又は排出ガス濃度、排出水中濃度を政令で定める範囲において規制基準として都道府県知事が定め悪臭規制するものである。なお平成8年に規制方法に臭覚感応法も採用している。

11.6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

昭和43年『大気汚染防止法』、『騒音規制法』、昭和45年『振動規制法』が成立し環境法体系は整えられ、昭和30年代から厚生省公衆衛生院、通商産業省工業技術院による公害行政機関技術職員の養成が実施されたとはいえ公害防止を実際行う事業者の組織体制、特に技術者養成はこれに追従できなかった。

そこで昭和46年、公害発生源である工場、事業場に公害防止組織を作ること義務づけるべくこの法律が制定された。この法律の目的は、公害防止管理者制度を設けて特定工場における公害防止組織整備を図り組織的に公害防止に取り組む体制をつくることである。そして、法律適用事業場として一定規模以上で対象施設を設置する製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業を『特定工場』として指定し、特定工場に公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任させ都道府県知事に届け出させて組織的に公害防止に取り組ませるのである。

なお、公害防止主任管理者、公害防止管理者は国家試験を合格した有資格者であり、公害防止管理者は大気1～4種、特定粉塵、水質1～4種、騒音、振動に分類されている。

11.7 環境影響評価法

環境影響評価法が平成9年6月9日成立した。この法律に規定する制度においても大気保全是重視されている。この法律と環境評価制度に関しては第12章において紹介する。

11.8 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

昭和30年代、世界のエネルギーは石油で賄われたが、昭和53年の第1次エネルギー危機以来石油逼迫が現実的となり、石油依存率が高いエネルギー供給状況を継続した我が国のエネルギー事情は変化せざるを得なくなった。すなわち省エネルギー政策と脱石油エネルギー政策推進である。昭和53年、海外依存度の高い我が国のエネルギー事情にかんがみ、燃料資源有効利用を図るべく工場、建築物、

機械のエネルギー使用の合理化措置を講ずるため『エネルギーの使用の合理化に関する法律案（省エネ）』が国会に提出され、昭和54年成立し『熱管理法』は廃止された。また、平成5年地球環境問題の認識の高まりによりエネルギー需要対応策として『省エネ法』、『石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律』、『石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法』が改正され『エネルギー等の使用の合理化の促進に関する臨時措置法』が制定されて省エネルギーとリサイクル促進、特定フロン使用合理化が図られることになった。

11.9 条約、議定書締結状況と関係法

環境問題国際化の進行にともない、我が国は多くの国際条約、議定書を締結し、この履行のため国内法を整備している。以下その状況を概説し、大気保全に係る主要な条約、議定書、国内法を説明する。

11.9.1 概説

我が国が国際舞台で環境行政につき本格的に活動し始めたのは1972年6月のスウェーデンのストックホルムで開催された『国連人間環境会議』の場だった。以来我が国政府は1982年のケニアでの『ナイロビ会議』、1992年のブラジルのリオ・デジネイロでの『環境と開発に関する国連会議』で主導的役割を演じた。

11.9.2 条約、議定書締結

政府は、『環境の保護の分野における協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（1975）』締結後、環境国際協力を推進したが、大気保全に直接関係するのはオゾン層保護のため『オゾン層保護のためのウィーン条約（1988）』、『オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（1988）』、リオ・デジネイロでの『環境と開発に関する国連会議』で基本的に合意された『気候変動に関する国際連合枠組条約（1994）』締結であろう。

11.9.3 国内法整備

政府は昭和63年『特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律』を制定し特定物質の製造を規制するなど対策を進め、オゾン層状況を観測し特定物質の大気中濃度の観測を実行してオゾン層保護に努めている。また『地球温暖化防止行動計画』を平成2年に閣議決定し、『エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）』などで地球温暖化による気候変動対策を進めている。

(11.1～11.9) 参考文献

- 1) 環境庁環境法令研究会編集；環境六法, 中央法規 (1997)
- 2) 環境庁企画調整局；環境影響評価法について (1997)
- 3) 鈴木敏央；よくわかる環境法, ダイヤモンド社 (1997)
- 4) 地球温暖化防止行動計画, 社団法人産業公害防止協会 (1990)